

雪下ろし費用を助成します



利用できる方

横手市内に在住し、世帯全員が市民税非課税または均等割のみ課税であり、以下の①～④に該当する方のみで構成される世帯が対象です。

- ①65歳以上の高齢者
- ②障がい者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者および障害年金受給者、自立支援医療受給者）
- ③義務教育修了前（15歳以下）の児童を養育する配偶者のいない女子
- ④義務教育修了前（15歳以下）の児童

ただし上記①～④に関わらず、以下の世帯は対象になりません。

対象外

×

- ・生活保護を受けている世帯
- ・親族等から援助（経済的なものも含む）を受けることができる世帯
- ・冬季間、入院または施設入所、別世帯に同居するなど、生活の実態がない世帯

助成の対象となる経費

令和5年12月1日（金）～令和6年2月29日（木）の期間におけるア・イの経費

ア：現に居住している住宅の屋根の雪下ろし作業にかかる経費

イ：現に居住している住宅の屋根の雪下ろし作業のために必要な除排雪作業にかかる経費（除雪機械、運搬車両、コンパネ養生等にかかる経費も含む）

※事業者のほかに、個人（3親等以内の親族を除く）や共助組合等へ依頼した作業の経費も対象となります。

以下の経費は対象になりません。

対象外

×

- ・雪下ろしを伴わない除排雪作業の経費
- ・住居以外の建物（店舗、物置小屋、車庫等）にかかる経費
- ・空き家（冬季間不在となる場合を含む）にかかる経費
- ・3親等以内の親族（きょうだい、子、孫、ひ孫、甥・姪）による作業の経費

助成額

世帯の市民税課税状況により助成額が決まります（年度内5回まで利用できます）。

A：市民税非課税世帯・・・1回につき対象経費の $\frac{1}{3}$ （上限額 5万円）

B：市民税均等割のみ課税世帯・・・1回につき対象経費の $\frac{1}{6}$ （上限額 5万円）

申請期間

・作業実施の前に、利用登録が必要です。

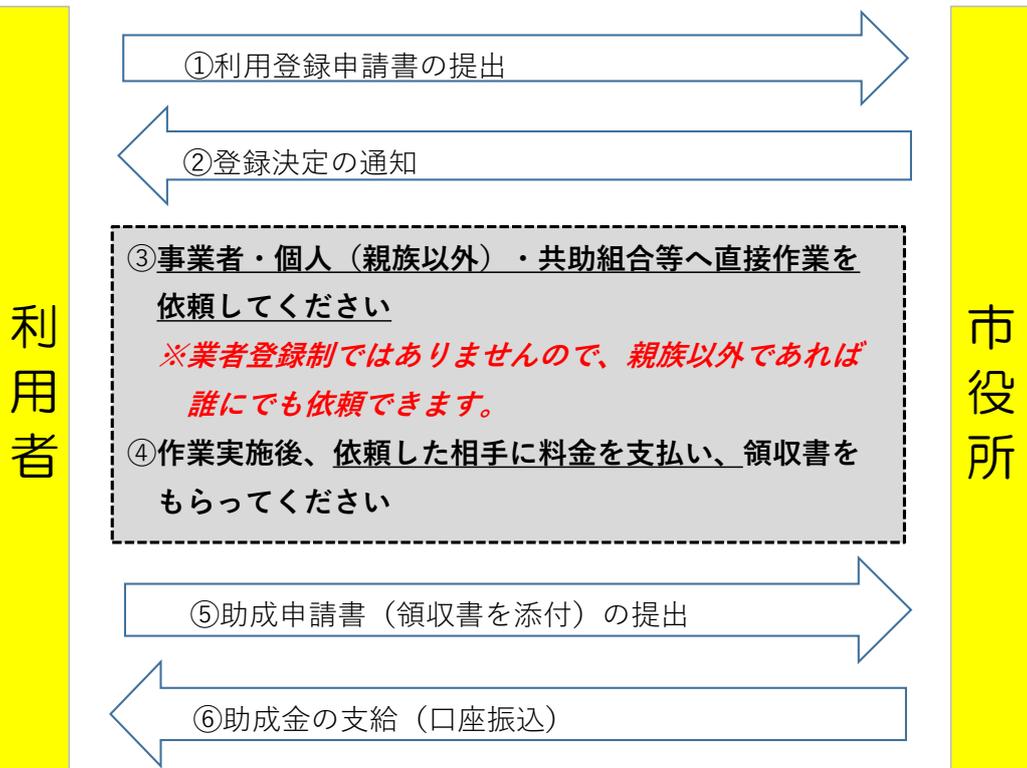
利用登録申請：令和5年10月2日（月）～令和6年2月29日（木）

・令和5年12月1日～令和6年2月29日の期間に実施した作業が対象です。

費用助成申請：令和5年12月1日（金）～令和6年3月29日（金）

申請の流れ

作業実施の前に、利用登録が必要です（制度の対象者であることを確認するため）。



申請窓口



庁舎	窓口	電話番号
横手 (本庁舎)	まるごと福祉課（1階7番窓口）	0182-23-5881
増田	増田市民サービス課	0182-45-5514
平鹿	平鹿市民サービス課	0182-24-1114
雄物川	雄物川市民サービス課	0182-22-2157
大森	大森市民サービス課	0182-26-2115
十文字	十文字市民サービス課	0182-42-5114
山内	山内市民サービス課	0182-53-2933
大雄	大雄市民サービス課	0182-52-3905